

答申書

当審議会は、平成 28 年 8 月 1 日、平成 27 年頃まで行われていた白紙請求書を使用した事務処理や生活福祉課等における保護費の管理に関する不適切な事務処理行為、及び通勤手当不正受給の件(これを一括して「本件不適切事務処理行為」という。)を理由として、市長及び副市長 1 名(平成 27 年度在職者。以下「副市長」という。)の給料の臨時特例減額をなすことの可否につき、公正かつ公平な見地から審議し、率直にして活発な意見交換を行い、以下の結論を得た。

前記本件不適切事務処理行為を理由とする市長の給料 10%を 3 箇月間減額及び副市長の同 10%を 1 箇月間の減額原案については、いずれの減額措置もこれをなすことはやむを得ないというのが全体の意向であった。しかしながら、その減額の幅については、以下のような賛否両論が示された。

すなわち、市長及び副市長は既に給与の抑制措置を行っており、これに加えた本件の減額は市長等の生活維持に厳しさを伴うもので幅は減少されるべきであるという反対論と、この減額幅は原案提案者の案であり、それを了承するとしてよいという賛成論である。

そして議論の結果、これについては市長自らの案であることが重視され、減額幅をあえて修正するまでにはないとの意見が大勢を占め、原案を支持するとの結論に至った。

また、審議の過程において、本件不適切事務処理行為のうち、白紙請求書を使用した事務処理については、法的な問題はともかく事務処理の方法として甚だ適切性を欠くこと、及び生活福祉課等における保護費にかかる案件については、公金の取扱いとして適切性を欠き、公務及び市職員に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであることが強く指摘され、チェック体制の不備など組織側にも大きな問題があったのではないかとの懸念が委員全員から表明された。よって、当審議会としては、この点の改善が市政運営全般に徹底されることを強く要請し、これを付帯意見としてここに記すものである。

以上のとおりであるので、これをもって当審議会の答申とする次第である。

平成 28 年 8 月 23 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市特別職報酬等審議会
会長 沼野輝彦